

診療所管理者 様

葛飾区保健所長
清 古 愛 弓

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、貴診療所に対する立入検査を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1 立入日時

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）の平日 9 時 30 分から 15 時の間でご都合の良い日時を、**令和 7 年 5 月 16 日（金）までに F A X（別紙⑤）**又はメールで第 3 希望までご連絡ください。立入検査の所要時間は、1 時間 30 分程度を想定しています。

2 立入検査人員（予定）

葛飾区保健所職員 2～3 人程度



←立入希望日のご連絡は、
こちらの QR コードからも
可能です。

3 事前に提出していただく書類

「施設表（別紙①）」、「診療所自主管理チェックリスト（別紙②）」、「医療従事者名簿（別紙③）」に記載後、そのコピー（各 1 部）を生活衛生課医薬担当係へお送りください。

お忙しいところ恐れ入りますが**立入日の 2 週間前までに**郵送又はメールにて保健所にご返送願います。（メールでご提出される場合は、メール送付した旨電話でご連絡ください。）

4 準備書類

立入検査の当日、次の書類の準備をお願いします。

- (1) 施設表（別紙①）
- (2) 診療所自主管理チェックリスト（別紙②）
- (3) 医療従事者名簿（別紙③）
- (4) 「立入検査当日ご用意いただきたい書類（別紙④）」に列挙された書類

5 実施方法

- (1) 書類確認
上記 4 の書類の内容を確認します。
- (2) 施設確認
書類確認終了後、診察室、病室等を確認させていただきますので、職員の立会いをお願いします。
- (3) 講評
施設確認終了後、講評を行います。診療所管理者の立会いをお願いします。



▲こちらから別紙①～③をダウンロードできます。
（葛飾区公式サイト ページ番号 1036199）

【問い合わせ・書類提出先】

〒125-0062
葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか
葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係 浜野
電話：03-3602-1242 FAX：03-3602-1298
Mail：092000@city.katsushika.lg.jp
開庁時間：平日 8:30-17:00